

吉野ヶ里町保育士等人材確保促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の保育施設等に就労する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、保育士等の人材確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設、同条第5項に規定する地域型保育を行う施設等その他町長が認める保育施設をいい、町内に所在し、かつ、町内在住の児童が在籍する施設に限る。
- (2) 保育士等 保育士の資格又は幼稚園の教員免許を有し、保育施設等において勤務する者のうち、月120時間以上の勤務を行う者をいう。（以下「常勤保育士等」という。）
- (3) 賃貸住宅 保育士等が自己の居住の用に供する町内の賃貸住宅（町営住宅その他の公的賃貸住宅を除く。）で、当該保育士等又はその配偶者が賃貸借契約を締結したものをいう。
- (4) 家賃 賃貸住宅の賃借料（共益費、管理費、光熱水費、駐車場使用料その他住居以外の費用を除く。）の月額をいう。
- (5) 住宅手当 事業主が保育士等又はその配偶者に対して支給する賃貸住宅に関する手当の月額をいう。
- (6) 産前産後休暇等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定による休業並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業をいう。

(助成対象者)

第3条 本事業の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、保育施設等に当該年度中に保育士等として、新規に就労する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公務員である者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員を除く。）については、本事業の対象としない。

3 助成対象者が産前産後休暇等を取得する場合は、当該休暇の取得後に当該保育施設等に復職する意思があることを確認することができる者につい

でのみ、本事業の対象とする。

- 4 同一事業者が運営する施設間の異動は、新規に就労する者とみなさない。
(助成内容)

第4条 町長は、助成対象者に対し、認定開始月から就労した期間（産前産後休暇等により勤務しなかった期間を含む。）につき、次に掲げる表により助成金を交付する。

| 種類 | 対象者 | 助成の額 | 助成期間 |
|---------|--|--|--|
| 新規就労支援金 | 助成対象者うち、1年以上の勤務が見込まれる者 | 月額1万円 | 就労を開始した日の属する月から起算して36月間（途中で退職した場合は、退職日の属する月までとする。） |
| 家賃支援助成金 | 助成対象者のうち、継続して36月以上の勤務が見込まれ、かつ、賃貸住宅に居住している者 | 賃貸住宅の家賃より住宅手当を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1月につき2万円を限度とする。 | 就労を開始した日の属する月から起算して36月間（途中で退職した場合は、退所日の属する月までとする。） |

- 2 家賃支援補助金及び新規就労支援金については、助成期間が終了する前に勤務する保育施設等を退職し、連続して、又は一定期間を空けて新たに保育施設等に就労した場合は、前勤務施設での助成期間を引き継ぐこととし、同一の助成対象者に対する助成は、36月分を限度とする。

- 3 第1項に規定する助成金は、就労した期間が認定開始月から起算して6月未満であるときは、これを交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 助成対象者は、就労した期間が認定開始月から起算して6月経過後に、吉野ヶ里町保育士等人材確保促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 保育士等の資格を有することが分かる書類の写し
 - (2) 雇用契約の内容が分かるもの（雇用契約書等）の写し
 - (3) 誓約書（様式第2号）
 - (4) 吉野ヶ里町保育士等人材確保促進事業助成金家賃支援助成金助成額算定書（様式第3号）（家賃支援助成金を申請する場合に限る。）
 - (5) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（家賃支援助成金を申請する場合に限る。）
 - (6) 住宅手当の額が確認できる書類の写し（家賃支援助成金を申請する場合に限る。）
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する交付申請書の提出は、毎年度10月又は3月に行うものとする。この場合において、同一年度内に2回目の申請をする際は、前項各号に規定する書類を省略することができる。
- （交付決定）
- 第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、認定の可否を決定し、吉野ヶ里町保育士等人材確保促進事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- （変更交付申請）
- 第7条 申請者は、第5条第1項に規定する提出書類の記載内容に変更があった場合は、当該事由が生じた日から起算して30日以内に吉野ヶ里町保育士等人材確保促進事業助成金変更交付申請書（様式第5号）に変更を証する書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- （変更交付決定）
- 第8条 前項の変更承認申請書が提出された場合は、町長は、変更内容を審査し、保育士等人材確保促進事業助成金更交付決定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。
- （助成金の請求）
- 第9条 第6条及び前条の規定により通知を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、吉野ヶ里町保育士等人材確保促進事業助成金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- （助成金の返還）
- 第10条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は助成金の返還を命ずるものとする。
- （補則）
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。